

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年3月7日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第9の項 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	就学奨励費取扱規則第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等の趣旨</u> に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が <u>特別支援学校に就学する児童又は生徒</u> について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第3条 就学奨励費は、 <u>教育の機会均等の趣旨</u> にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、 <u>特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒</u> (以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について、県がその経費の全部又は一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		就学奨励費取扱規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	就学奨励費取扱規則第7条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	就学奨励費取扱規則第6条に規定する書類に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	就学奨励費取扱規則第6条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	就学奨励費取扱規則第6条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 3 号	就学奨励費取扱規則第6条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		